

# 罰則について

消防法第22条に基づく警報(林野火災警報)発令中に屋外の火の使用の制限に違反した場合、消防法第44条第1項18号により、**30万円以下の罰金または拘留**に処される可能性があります。

## 【制限される行為とは(火災予防条例第35条)】

- (1) 山林、原野等での火入れ
- (2) 煙火(花火)の使用
- (3) 屋外での火遊び・たき火
- (4) 屋外での引火性・爆発性物品等の付近での喫煙
- (5) 十和田地域広域事務組合管理者が指定した区域内での喫煙
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰、火粉の始末
- (7) 屋内での裸火を使用する場合は、窓・出入口等を閉じて行う